

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	広報紙個別ポスティング業務委託について
--------	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（その他の委託）

（担当部課：区長室区政情報課）

担当係 広報係 担当者 谷崎 内線（2255）

事業の概要

事業名	広報紙個別ポスティング業務
担当課	区政情報課
目的	区内在住で、広報紙を折り込み配布している新聞(朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売)を購読していない方に対して、広報紙を個別ポスティングすることにより、自宅へ配送する手段を確保し、広く区政情報を提供・共有するとともに、幅広い世代の区政への参画を図る。
対象者	広報紙を折り込み配布している新聞(朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売)を購読しておらず、広報紙を配布している区施設や主な駅・スーパー・新聞販売店・郵便局等へ出向くことが難しい高齢者・障害者など、自宅へのポスティングを希望する方
事業内容	<p>委託により、新聞折り込み日と同日に希望者宅へ広報紙を配布する。広報紙掲載・ホームページ掲載による周知を行い自宅へのポスティングを希望する方を募る。</p> <p>広報紙の概要</p> <p>名称...「広報しんじゅく」 月3回5日・15日・25日発行(1月は1日・15日・25日発行) タブロイド版両面刷り4頁または8頁</p> <p>配布方法 月3回</p> <p>区政情報課に個別ポスティングを申し込んだ方の自宅のポストに投函。</p> <p>今後の予定</p> <p>3月5日～ 広報紙・ホームページにより募集</p> <p>4月5日～ ポスティングを開始</p>

件名 広報紙個別ポスティング業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	区政情報課	委託先	入札により決定
登録業務の名称	広報紙個別ポスティング業務		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	紙
保有している情報項目	住所 氏名 電話番号	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	住所 氏名 電話番号
委託の理由	広報紙の個別ポスティングを希望する区民の自宅に、月3回定期的に配布するため		
委託内容	区政情報課から広報紙の個別ポスティングを希望する区民の情報の提供を受け、対象者の自宅に新聞折り込み日と同日に広報紙をポスティングする。		
委託の開始時期及び期限	平成20年4月5日から平成21年3月31日まで (継続予定)		
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。	受託事業者としての情報保護対策	1 取扱責任者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。